

## ITを活用した重要事項説明に関する同意書

### CUBE-RICK 合同会社 御中

私は、後記表示の不動産の取引に関し、貴社の宅地建物取引士が宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明を、以下に記載された同意事項に基づくテレビ会議等の IT を活用した方法により受けることに同意します。

#### ≪ 同意事項 ≫

##### ① ITを活用した重要事項説明（以下、「IT重説」という）の実施について

- IT重説は、国土交通省の定める「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル」に則って実施される。
- IT重説で使用するソフトウェア・サービス等は、「Microsoft Teams」及び「Adobe Acrobat Sign」を使用して実施され、私は、自ら使用する機器やインターネット回線において、当該ソフトウェア等が利用できること及びこれらの使用方法を事前に確認している。
- IT重説の実施前後において、いつでも宅地建物取引士及び私は、この同意を撤回することができる。
- 私もしくは宅地建物取引士、またはその両方に、通信障害やシステム機器、ソフトウェアの不具合が生じ、説明の実施が困難となった場合は、IT重説を中断または中止する。
- 前項により IT 重説が中止された場合は、私と貴社の双方で協議の上、実施方法を決定するものとし、中止された以降の重要事項説明を行うものとし、

##### ② 録画・録音について

- IT重説の録画、録音は、私と貴社の双方が同意した場合に限り実施する。また、相手方の同意なくして重要事項説明の録画・録音をしないことを誓約する。
- 私の IT 重説の録画、録音実施に対する意思表示は、末尾表示の通りとなります。
- IT重説の録画、録音を実施される場合は、以下の定めに基づき行うものとし、
  - 実施された録音・録画データ及びその記録媒体については、別途貴社が定める個人情報保護に関する規程に則り、取得、利用、管理する。
  - A の規程に関わらず、① (2) で定めるテレビ会議等のサービスの利用に際しては、同サービスの提供会社が定める個人情報保護規約に同意したものとする。
  - 重要事項説明の実施途中で、私及び貴社が録画・録音に不適切であると判断される情報が含まれる場合（機微情報が含まれる場合等）、相手方に申し出た上で録画・録音を一時中断するとともに、既に録画、録音された場合には、双方の合意のもと当該箇所を削除することができる。
  - 録画・録音データは、IT 重説実施後 7 日以内にパスワードで保護され、且つ無編集（前項による一時中断及び一部削除を除く）の状態、私が希望する方法により提供される。
  - IT重説において発生する情報（録画、録音データを含む）には取引関係者の個人情報や機微情報等を含むので、個人情報保護等の観点から、これらの情報については相手方の同意なくして第三者への提供や公開を禁止し、第三者に漏えいしないよう、適切な管理を行うこととする。

#### ≪不動産の表示≫

契約金額	総額	円（消費税		円含む）		
支払条件	手付金	契約締結時支払い		円		
	中間金	令和 年 月 日までに		円		
	残代金	令和 年 月 日までに		円		
資金計画	自己資金額	万円	融資予定額	万円		
共有者	氏名		関係	持分	/	
契約時期	令和 年 月 日		決済時期	令和 年 月 日		
住宅ローン	金融機関		支店名	支店	融資額 万円	
その他の条件						
土地	所在		地番	地目	地積	持分
					m <sup>2</sup>	/
					m <sup>2</sup>	/
	団地名	区画番号	号地	面積合計	m <sup>2</sup>	/
建物	所在	市	番地	家屋番号		
	建物名称			号室	号	
	種類		構造		階数	階
	延床面積	m <sup>2</sup>				

#### ≪ 録画、録音に対する意思表示 ≫

私は、貴社が実施する IT 重説の実施状況を本書記載の方法に則り録画、録音されることを希望します。

令和 5 年(2023 年) 月 日

住所：

氏名：